

第51回総会議案書

2020年5月24日 発行

愛知学童保育連絡協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

電話052-872-1972 FAX 052-308-3324

E-mail:aichigakudou@gakudou.biz

HP <http://gakudou.me/aichikenrenkyou/>

【基調提案】学童保育の現状

1. まだまだ需要が増え続ける学童保育

小学生を持つ女性の7割を超える人が働き、核家族が8割を超え、共に増え続けている現在、学童保育は社会資本としてなくてはならないものになっています。そして、学童保育で生活する子どもも学童保育所の総数も毎年増加しています。しかし、いまだに学童保育がない小学校区があるなど、子どもの最善の利益が最優先される前に、自治体の財政で左右される施策になっているのが学童保育の現状です。

学童保育は2019年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会の調査で32,654支援の単位(2018年5月1日比1,389支援の単位増)、入所している子どもの人数は1,269,739人(同58,217人増)となりました。<全国の公立小学校の数は19,432校>

愛知県では、同じく2019年5月1日現在、愛知学童保育連絡協議会の調査で54市町村969小学校に対し、1,146か所1,584支援の単位となり、利用している子どもの人数も57,156人で、過去最高になっています。学童保育は箇所数及び支援の単位・利用人数が国・愛知県では増え続けているにもかかわらず、いまだに全国共通の最低基準と財政基を持っていない制度です。

2. 国が示していること

国は財政基盤を確立することを含め2015年度より「子ども・子育て支援新制度(以下新制度)」がスタートさせましたが、今までの課題の大半が残ったままの上に、市町村格差など新たな課題も加わりました。

課題の1つは、現行の学童保育を維持運営していくことを前提としているため、市町村の条例に「経過措置」や「当分の間実施せず」という一文が多くのところで入っていることです。

また、2020年度より、学童保育指導員の資格に関し国の経過措置がなくなることと「従うべき基準」が「参酌すべき基準」になったことにあわせ、市町村の条例に新たな経過措置や条例本文の変更が一定の自治体であり、国も補助金の要綱を「参酌すべき基準」にあわせ一部変更しました。

たとえば、学童保育で子どもが生活するスペースが1人1.65m²以上という基準は、保育所の保育室規定1人1.98m²以上より小さいうえに、施設面も市町村の財政と連動しているため、1人1.65m²以上がいつ完全実施されるかわからない状況があります。一方で、1人1.65m²以上を守るために学童保育の定員がつくられ、定員を上回る募集があっても、学童保育所を新設しないために入所できない子どもいわゆる待機児童が多くいる状況があります。

今1つは、学童保育指導員の処遇改善が進んでいないこともあり、現在の学童保育を運営するために必要な学童保育指導員の確保ができなくなってきたことを理由に、条例を変更する、または変更しないで民間企業に委託して対応する市町村があります。

もう1つの課題は、条例を書面上クリアした届け出をすれば、市町村が運営費を出す出さないは別にして、「学童保育」として認められることになっています。2015年度までは

「市町村の施策に合致していかなければならないこと」「塾等目的の違うものは認めないと」等制約がありました。塾をはじめとする企業が届け出をすれば学童保育を名乗れることになりました。「子ども・子育て支援新制度」のねらいの一つである民間活力の導入により、「補助単価の増額」「対象の拡大（おむね 10 歳から小学生へ拡大）」「賃貸料補助開始」等もあり企業が参入しやすくなり、その企業の多くが利益を追求することで「保育の公的責任の後退」「子育て、保育の商品化」「職員の人工費削減」がすすんでいるという課題も顕著化しています。

財政基盤については、新制度施行にあわせ消費税を基盤にした補助金が加わりました。具体的には、国の予算算定額で、学童保育指導員の年収 150 万円だったものを、1 学童保育に 1 人分ですが年収約 450 万円に引き上げていくことになりました。2014 年度の「保育緊急確保事業・放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」、そして 2015 年度より始まった「放課後児童支援員等処遇改善事業（常勤職員配置／年約 300 万円）」がこの施策にあたり、年収約 450 万円の保障としました。この施策で、学童保育指導員が一つの職業として成り立つ基盤が形としてはできました。一方消費税に関わらない運営費でも改善がありました。1 人分ですが、福祉職俸給表 1-6 に該当する年収約 310 万円の常勤職員配置の予算を国は 2017 年度から組みました。しかし、「時給換算の学童保育指導員は、1 日保育の際の引き継ぎ時間はみていません」、「常時 2 人体制にしなければいけないとしながら 1 人分の常勤職員配置予算」等の課題があります。

また、これらの補助金を国は用意したもの、学童保育の施策として行うかどうかは市町村が決めることから、学童保育の施設整備や職員の待遇等に市町村格差がでてきたという新たな課題が発生しました。

3. しょうがいのある子どもには、まだまだ全員受け入れになっていない

「しょうがいのある子どもは受け入れない」とする自治体が、愛知県では 2018 年度で初めて 0 になりました。しかし、「受入に制限がある」とする自治体は 2018 年度より 1 自治体減っただけで 63% にあたる 36 市町村が 2019 年度も「受入制限」をしています。

4. はっきりした学童保育施策の貧困さ

新型コロナウィルス対策として、国は 3 月 2 日から小学校を一斉休校し、学童保育を開所するよう通知しました。新型コロナウィルス対応で「子どもを 1m 以上離す」と指示されましたが、学童保育の元々の基準が「子ども 1 人あたり 1.65 m²以上」であり、「子どもを 1m 以上離す」広さが確保されない施策であることが露呈しました。また、「外であそぶにしても、そのスペースがない」「休養する別部屋がない」「学童保育指導員の配置に余裕がない（そもそも足りていない）」等、新型コロナウィルス対応には施策が不適なことがいろいろと出てきました。すべてが、学童保育施策の貧困さといえます。

5. まとめにかえて

私たちは、子どもの生活を主体にした「学童保育」は、どういうものなのか。「子どもの最善の利益」を学童保育でどう保障できるのか。保護者の子育て環境は今後どうあればよいのか。学童保育指導員の働く職場環境はどうあれば良いのか。子どもが主体者として学童保育で生活するのではなく、「学習」「習い事」「送り迎えの付加価値」を主体にしたものは「学童保育」と言えるのか。これらのことを学童保育に関わる私たちが考え、学童保育の充実と財政をともなった法制化を目指して学習・交流していく、今こそ学童保育施策拡充につなげるために共に頑張りましょう。